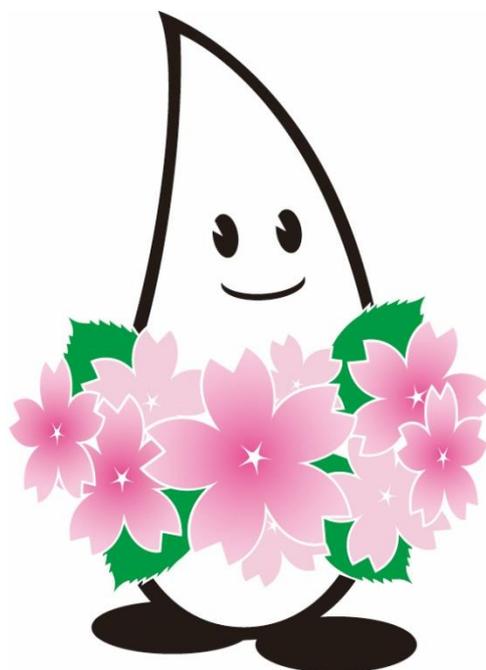


伊那市  
「身寄りのない人」への支援のガイドライン  
～ 支援する人のためのガイドライン ～



令和6年11月

伊那市

## はじめに

少子高齢化の進展に伴い、伊那市でも身寄りのない人への支援の必要性が高まっています。

伊那市は、医師、弁護士、司法書士、警察等の関係機関と組織する「伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会」を設置し、令和4年10月に医療関係者、福祉関係者等に対して「身寄りのない方への支援についてのアンケート」を実施しました。このアンケートの結果から回答のあった病院の100%、回答のあった施設の86%が保証人等を求めていることがわかりました。入院、入所は誰にでも起こりうる出来事ですが、身寄りがいない人はこのような場面で支援が必要になることが予想されます。医療・福祉サービスが受けられない事態は、本来誰しも平等に持つべき権利が保障されない状況ということです。

そこで、身寄りのない人の権利を擁護する観点から、『伊那市「身寄りのない人」への支援のガイドライン』を作成し、高齢者や障害者を支援する人に共有していただきたい情報や伊那市の支援方針等を示しました。

身寄りのない人が伊那市で安心して暮らすことができることを知っていただく一助となれば幸いです。

### ※用語の表記について

このガイドラインでは、「伊那市障害者計画」の表記に沿って、「障害」と統一して表記することとします。

## 《 目 次 》

### 第1章 ガイドラインの趣旨

1	ガイドラインの目的	4
2	ガイドラインの考え方	4
(1)	「身寄りのない人」とは	4
(2)	自己決定の尊重、意思決定支援、チームアプローチ	4
(3)	対象者と範囲	5
3	ガイドラインの今後	5

### 第2章 金銭管理等に利用できる支援制度

1	成年後見制度	6
2	日常生活自立支援事業	6
3	くらしの安心サービス	7
4	財産管理委任契約	8

### 第3章 医療機関等で利用できる支援制度

1	医療機関が求める「身元保証・身元引受等」の機能及び役割	9
2	入院から退院までの具体的な対応	9
(1)	緊急の連絡先に関する事	9
参考	伊那市が行っている緊急連絡先の把握	12
(2)	入院計画書に関する事	15
(3)	入院中に必要な物品の準備に関する事	15
(4)	入院費等に関する事	16
(5)	退院支援に関する事	16
(6)	死亡時の遺体及び遺品の引き取り、葬儀等に関する事	17
3	本人の意思尊重について	18
(1)	医療行為の同意	18
(2)	自らの意思を示す方法	19
ア	ACP	19
イ	エンディングノート	19
ウ	尊厳死宣言公正証書	21
エ	献体	21
4	精神科病院の入院形態	21
(1)	任意入院	21
(2)	医療保護入院	22
(3)	応急入院	22
(4)	措置入院	22

## 第4章 施設等で利用できる支援制度

1 施設等が求める「身元保証・身元引受等」の機能及び役割	23
2 入所拒否の禁止	23
3 身元保証等高齢者サポート事業	23
4 身元引受に関する伊那市の対応	24
(1) 成年後見制度の市長申立て	24
(2) 福祉事務所長による身元引受人の対応	24

## 第5章 死後対応

1 生前に備えておくこと	25
(1) 遺言	25
(2) 死後事務委任契約	27
2 死亡後の流れ	27
3 成年後見人が行う死後事務	27
4 身寄りのない場合に伊那市で対応している内容	29

資料編	別紙
-----	----

身寄りのない人の支援についてのアンケート結果

引用文献、参考文献

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会委員

## 第1章 ガイドラインの趣旨

この章では、伊那市「身寄りのない人」への支援のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の目的、考え方等を示します。

### 1 ガイドラインの目的

伊那市における単身世帯の世帯数は、令和2年までの20年間で5000世帯から7200世帯へと約1.5倍増加しています。また、伊那市が令和4年に実施した「身寄りのない方の支援についてのアンケート」では、回答のあったケアマネジャー及び相談支援専門員の約60%が身寄りのない人の支援に関わったことがあるとの結果が出ました。

伊那市でも身寄りのない人への支援が増えている背景として、核家族化や家族関係の希薄さによって社会的に孤立した人が増えてきたこと等が考えられます。

身寄りのない人は、家族による支援が受けられないため、医療、介護等の様々な場面で次のような不利益を受けることがあります。

- ・ 施設入所の際に身元引受人の署名を求められたが、身元引受人になってくれる人がいないため入所ができない。
- ・ 親族と不仲のため、入院手続の際、緊急連絡先を引き受けてもらえない。
- ・ 遺体が発見され、警察で検死をしたが、引き取ってくれる親族がいない。

本ガイドラインは、身寄りのない人がこのような不利益及び将来に対する不安を解消して暮らすことができることを目的として作成しました。また、伊那市の支援方針を示し、市及び関係者の相互理解と連携により適切な支援ができることも目指しています。

### 2 ガイドラインの考え方

#### (1) 「身寄りのない人」とは

本ガイドラインにおいて「身寄りのない人」とは次のいずれかに該当する人をいいます。

- ・ 家族や親族がいない人
- ・ 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ・ 家族の支援が得られない人

#### (2) 自己決定の尊重、意思決定支援、チームアプローチ

##### ア 自己決定の尊重

判断能力の状態を問わず、大切なことは「自分のことは自分が決める」という自己決定の尊重です。本人の意思や意向を聞き取り、その判断を尊重する対応を行うことが必要です。

##### イ 意思決定支援

意思決定支援については、次のような領域ごとのガイドラインがあり、本人が自らの意思に基づいて決定ができるように丁寧な説明を行い、支援をしていくことが大切と示されています。

- ・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
- ・ 身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

#### ウ チームアプローチ

伊那市は、伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会を設置し、医師、弁護士、司法書士、警察等の関係機関とネットワークを構築しながら、本人の最善の利益のためにチームアプローチを通して支援しています。

### (3) 対象者と範囲

身寄りのない人への支援は、親なき子どもへの支援、亡くなった時に遺体を引き取ってくれる親族のいない人への支援等、生まれてから亡くなるまでどの年代にも関係します。

また、支援内容もアパートの契約保証や就職時の保証人等、広範囲にわたります。このように内容が多岐にわたるため、本ガイドラインでは対象者と内容を次のとおりとします。

#### ア 対象者

高齢者及び障害者

#### イ 内容

- ・ 金銭管理等に利用できる支援制度
- ・ 医療機関等で利用できる支援制度
- ・ 施設等で利用できる支援制度
- ・ 死後対応

## 3 ガイドラインの今後

関係機関の皆様の協力を得ながら内容を見直し、新たな項目の追加を検討していきます。

## 第2章 金銭管理等に利用できる支援制度

この章では、金銭、不動産等の管理に利用できる支援制度を示します。  
制度によっては、自己負担や交通費が生じる場合があります。

### 1 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人に対して、家庭裁判所の選任した成年後見人等が、不動産、預貯金等の財産管理及び、介護・福祉サービス利用手続等の身上監護を行う制度です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

#### (1) 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人のために、親族等の申立てにより家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助という3つのタイプがあります。これらのタイプの判断には、医師の診断書が必要です。

- ア 後見：判断能力が全くない人
- イ 保佐：判断能力が著しく不十分な人
- ウ 補助：判断能力が不十分な人

#### (2) 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに、将来の判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人が支援してもらいたい人（任意後見人）及び支援してもらいたい内容を契約（任意後見契約）により決めておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によることとされています。

本人の判断能力が不十分になった時に家庭裁判所へ申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、あらかじめ公正証書で定めた内容の任意後見が開始されます。

#### [伊那市の相談窓口]

相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。

身寄りがなく、すでに判断能力が低下している場合は、伊那市長の判断により成年後見制度の申立てを行います。

### 2 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分ではない人（ただし、利用する本人の意思が確認できること及び契約の内容について理解できることが前提となります。）が、地域において自立した生活を送れるよう、次のような支援をする事業です。この事業は、長野県社会福祉協議会、伊那市社会福祉協議会及び本人の三者契約となります。

- (1) 福祉サービスの利用援助
  - ・ 福祉サービスについての制度に関する情報提供や専門家の紹介
  - ・ サービス申込み手続の代行、同行及び契約締結
  - ・ 福祉サービスの実施状況の確認
  - ・ 安否確認のための見守り
- (2) 金銭管理サービス
  - ・ 一定額の預貯金の出し入れ
  - ・ 公共料金及び家賃の支払
  - ・ 福祉サービス等の利用料の支払
  - ・ 年金、手当等の受領確認
- (3) 書類等預かりサービス
  - ・ 預金通帳、権利証、保険証書等の書類、実印等の保管  
(宝石、貴金属類及び鍵等は不可)

[伊那市の相談窓口]

相談窓口は、伊那市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護係です。

### 3 暮らしの安心サービス

伊那市に住んでいる高齢者又は障害者で、原則として以下の条件をすべて満たしている人が利用できます。

- ・ 契約内容を理解でき、このサービスの利用をご自身で希望している人
- ・ 支援可能な親族等がない人
- ・ 日常生活自立支援事業等、他のサービスを利用しているが、このサービスでの支援を必要としている人

支援内容は以下のとおりです。

#### (1) 基本サービス

##### ア みまもりサービス

月1回の電話、3か月に1回の自宅訪問で様子を確認します。また、日常生活や福祉サービス利用に関する相談にも応じます。

##### イ 金銭管理サービス

生活に必要な預貯金の出し入れ、支払、金融機関での手続等の代行をします。年金、各種手当等の受け取り及び税金、社会保険料、公共料金等の支払手続を手伝います。

#### (2) えらべるサービス（ア～ウの中から必要なサービスを選んで契約します）

##### ア 入院・入所等あんしんサービス

入院及び施設入所の際に必要な準備並びに手続を手伝います。また、留守になる自宅、金銭の管理等を手伝います。

<支援内容例>

- ・ 受診時の医師の説明、入所時の説明等に同席し、家族等へ内容を伝達
- ・ 入院及び入所時の契約書等、手続書類の代筆及び提出の代行
- ・ 入院中の現金、貴重品等の預かり
- ・ 入院費、施設費及び留守宅に関する費用の代理支払い
- ・ 入院時に必要な日用品等の購入及び配達
- ・ 電気、ガス、水道、新聞、宅配弁当等の停止手続代行
- ・ 留守宅に届いた郵便物の確認及び配達並びに市役所等への手続代行
- ・ 医療同意、延命治療及び終末期の過ごし方について病院や施設へ意向を伝達  
(事前指示書の内容に基づいて伝えます。)

イ 貴重品預かりサービス

現金、通帳等の重要書類及び物品を預かります。

(指定の袋に入る量に限ります。)

ウ ゼーっとあんしんプラス

くらしの安心サービス契約中に本人の判断能力が低下した際、引き続き伊那市社会福祉協議会からの支援を希望する場合、あらかじめ作成した任意後見契約公正証書の内容に基づき支援を行います。(ただし、死後事務に関する内容は除きます。)

[伊那市の相談窓口]

相談窓口は、伊那市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護係です。

#### 4 財産管理委任契約

財産管理委任契約とは、本人の財産管理及び生活上の事務の全部または一部について、代理人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。財産管理委任契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができます。

財産管理委任契約と成年後見制度の大きな違いは、本人の判断能力の有無です。財産管理契約は判断能力がある場合に利用でき、成年後見制度は精神上の障害による判断能力の減退があった場合に利用できます。財産管理契約は、判断能力のあるうちに管理を開始したい場合、判断能力があるが徐々に低下しつつあり、判断能力が不十分になる前に管理を継続させたい場合、死後の対応も依頼したい場合等に有効な手段といえます。(第5章1(2)死後事務委任契約参照)

[伊那市の相談窓口]

相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。弁護士や司法書士を紹介します。

## 第3章 医療機関等で利用できる支援制度

この章では、「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の活用を原則とします。また、本人の意思を尊重するために利用できる支援を示します。

### 1 医療機関が求める「身元保証・身元引受等」の機能及び役割

医療機関に入院する際、身元保証、身元引受等を求められることがあります。

「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」では、医療機関が身元保証、身元引受等に求める機能や役割として、以下の（１）から（６）が示されています。身元保証人、身元引受人等は（１）から（６）のいずれかの役割を期待されている人又は団体を指します。

- （１）緊急の連絡先に関する事
- （２）入院計画書に関する事
- （３）入院中に必要な物品の準備に関する事
- （４）入院費等に関する事
- （５）退院支援に関する事
- （６）（死亡時の）遺体及び遺品の引き取り、葬儀等に関する事

※「身元保証ニ関スル法律」に定められている「身元保証」は雇用契約に関するものです。

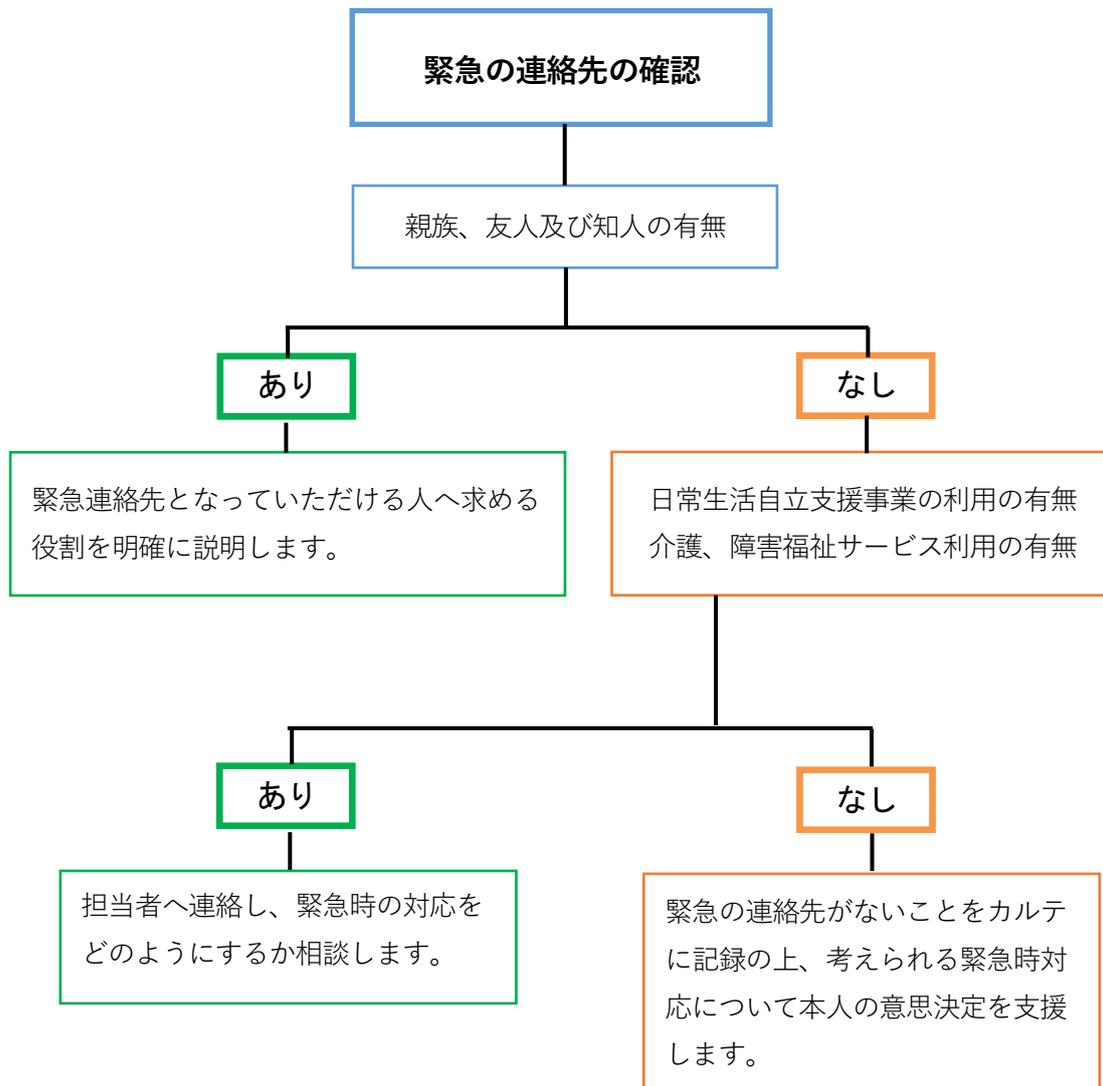
### 2 入院から退院までの具体的な対応

入院から退院までの具体的な対応について、「本人の判断能力が十分な場合」、「本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合」及び「本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合」に分けて示します。

- （１）緊急の連絡先に関する事

ア 本人の判断能力が十分な場合

以下のフローチャートを参考に医療関係者が親族、友人及び知人の有無等を確認します。本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となっていた人へ依頼します。

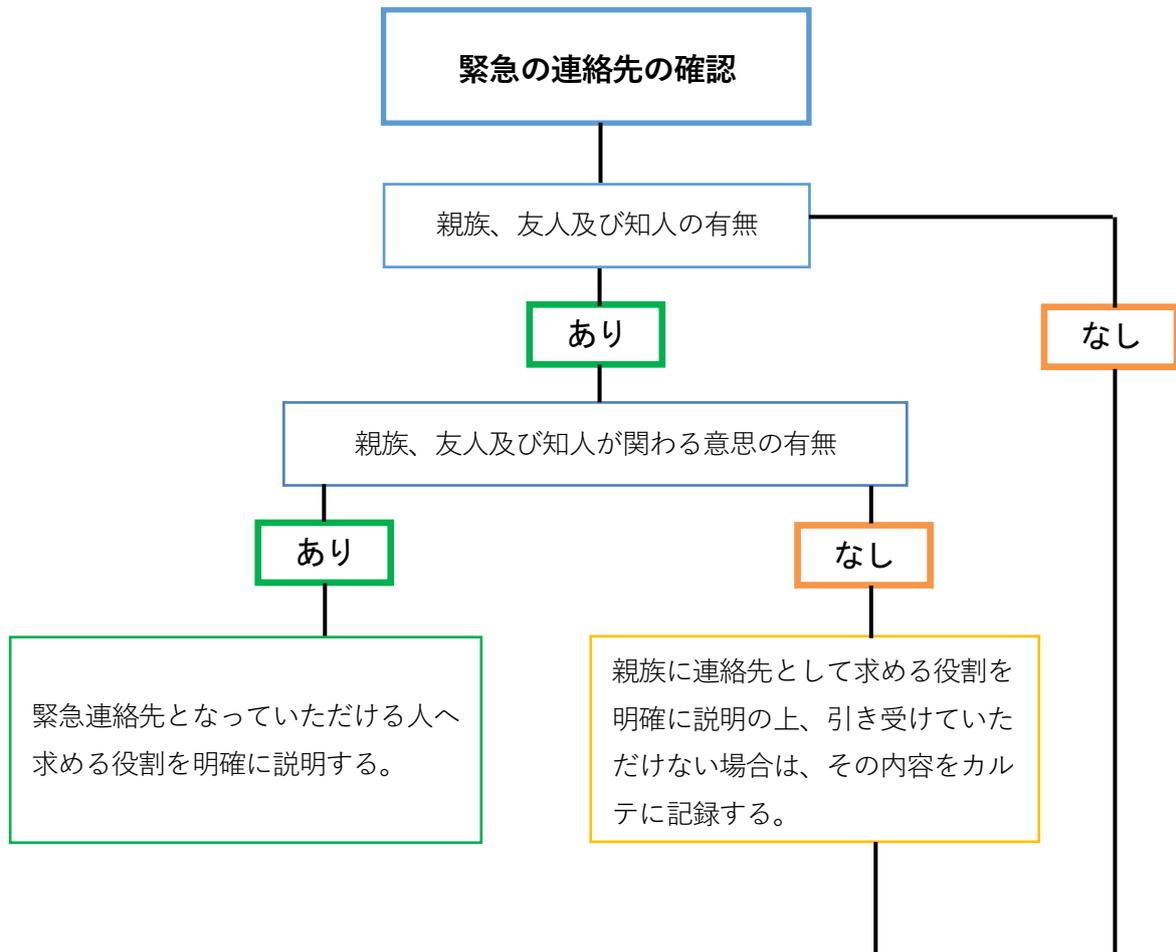


イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

医療費等の支払に関わる成年後見人等が緊急連絡先となることがあります。成年後見人等が親族の連絡先を把握している場合があるため、親族が緊急連絡先となることができるか確認をしてもらいます。

ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

次のフローチャートを参考に医療関係者が親族、友人及び知人の有無等を確認します。本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となっていたただける人へ依頼します。



本人の状況や状態によって、それぞれの窓口へ相談します。

高齢者：福祉相談課相談支援係（伊那市地域包括支援センター）

障害者：社会福祉課障害者係

上記以外で経済的に困窮するおそれのある人

生活困窮者で介護保険サービスが必要な場合：福祉相談課相談支援係

生活困窮者で障害福祉サービスが必要な場合：社会福祉課障害者係、福祉相談課相談支援係

65歳以下の生活困窮者で保健師が関わっている場合：健康推進課保健係

その他のケースの場合：福祉相談課相談支援係で対応し、まいさば等を紹介します。

参考 伊那市が行っている緊急連絡先の把握

### 福祉台帳

緊急時及び災害時の支援並びに連絡先を確保するため、民生委員等の協力により、高齢者（1人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居高齢者等）及び障害者の世帯を対象とした台帳を整備しています。

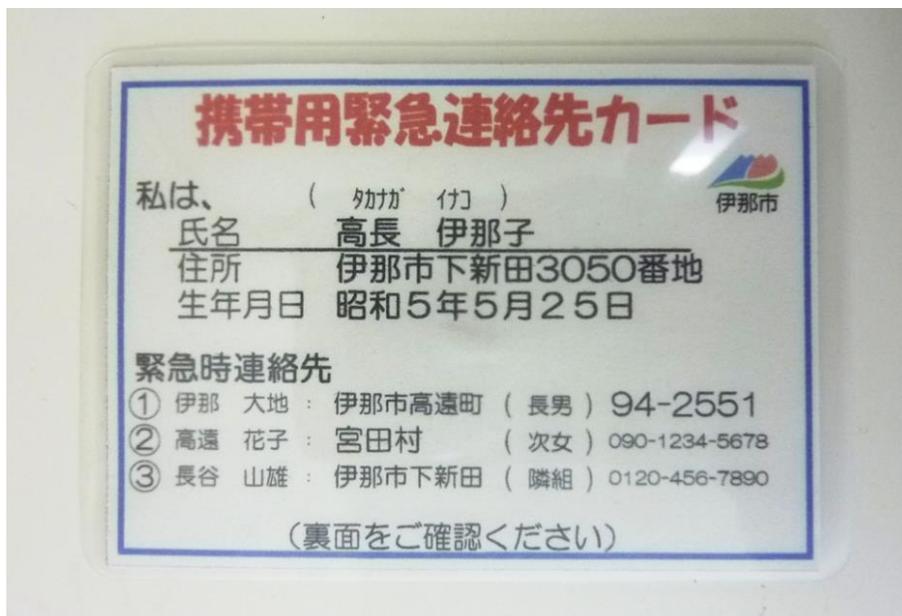
### 緊急医療情報キット

筒状の容器の中に支援が必要な人の情報を記載した保健福祉支援カードを入れ、冷蔵庫の中で保管します。万が一の際は救急隊がこの情報を確認しながら迅速な対応を行います。



### 携帯用緊急連絡先カード

緊急医療情報キットの簡易版で、カバンや財布の中に入れて持ち歩ける手のひらサイズのカードです。



保健福祉支援カード 表面

(新規・更新・削除)

保健福祉支援カード 兼個別避難計画書

■作成日：令和 年 月 日		■民生委員氏名		電話番号	
住 所 ( 区 町 組)			ふりがな 氏 名		
電話番号(携帯番号) ・自宅 ・携帯			生年月日 T・S・H・R 年 月 日生		性別 男・女
区 分	世帯状況	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 同居の家族あり( 人)※本人含む <input type="checkbox"/> 障害者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障害者のみ <input type="checkbox"/> その他( )			
	身体状況	<input type="checkbox"/> 自立(独力外出可) <input type="checkbox"/> 一部介助( ) <input type="checkbox"/> 杖歩行 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> その他( )			
世帯 状 況	家族氏名 (主介護者に○)	続柄 (高齢者等からみて)	生年月日	職 業	備 考 (勤務先・電話等)
	世帯主				

緊急時連絡先(必ず記入をお願いします。)

氏 名	続柄	住 所	連絡先	勤務先
1			自宅 携帯電話	勤務先 電話番号
2			自宅 携帯電話	勤務先 電話番号

<高齢者の場合にご記入ください>

介護保険認定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有【 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 】 <input type="checkbox"/> 不明	
介護認定がある場合 居宅介護支援事業所	担当者 (ケアマネジャー)
電話番号	

<障害がある場合にご記入ください>

身体障害者手帳【等級： 種 級】障害の部位等：上肢・下肢・体幹・内部・視覚・聴覚・音声・言語		
聴覚障害がある場合	FAX番号：	メール：
療育手帳(知的障害)【A1・A2・B1・B2】 精神福祉手帳【1級・2級・3級】		

<高齢者・障害者共通項目>

現在治療中の病気やけが

高血圧  心疾患  糖尿病  呼吸器疾患  その他( )

現在の服用薬

血圧を下げる薬  血液を固まりにくくする薬  不整脈を抑える薬  
 血糖をさげる薬(□内服  インスリン注射)  その他( )

以前かかったことのある主な病気

脳出血  脳梗塞  くも膜下出血  心筋梗塞  狭心症  
 その他( )

主なかかりつけ医の情報

利用している福祉サービス

医療機関名		事業所名	
-------	--	------	--

避難行動に関する情報【自宅のリスク 土砂災害警戒区域内 浸水想定区域内】

自分(家族)で 避難情報を得ることが	<input type="checkbox"/> できる【 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族】 <input type="checkbox"/> できない
支援者が	<input type="checkbox"/> いる(下記情報記入) <input type="checkbox"/> いない

支援者情報  緊急連絡先と同様【記入する際は支援者に確認をとってから記入してください】

氏名	続柄	住所	連絡先	備考(役割等)
1			自宅 携帯電話	
2			自宅 携帯電話	
避難行動	◆いつ(例:高齢者等避難情報が出たら)		避難行動に必要な支援や情報等 (例:声掛けしてほしい、週に2回透析をしているなど)	
避難先は	◆だれと(例:家族、〇〇さんと) ◆どこへ(例:娘の家へ、公民館へ)			

特記事項(避難先での留意事項・必要なもの等)

緊急時医療情報キット・カード

◆救急医療情報キット  中身のみ希望(容器は持っている)  新しい容器を希望する  不要  
 ◆携帯用緊急連絡先カード  希望する  不要

情報の提供に承諾をください	カード記載情報提供の承諾
た方の名簿は、市の関係部署で情報共有するとともに、各関係機関へ情報提供することで、日頃からの見守り、避難支援体制の整備を進め、支援の輪を広げていきます。	私は、市が作成する避難行動要支援者名簿及び医療・介護情報共有ネットワークいーな電子@連絡帳に登録し、平時から「緊急時・災害時等に備えた事前対応及び早期対応」、「日頃からの見守り活動」を受ける目的として、本カードに記載されている情報を避難支援者等(消防署・警察・社会福祉協議会・消防団・福祉支援者・地区及び自主防災会・民生児童委員)に提供することを承諾します。
	年 月 日 署名

(2) 入院計画書に関すること

※いずれも医療関係者が入院計画等について本人へ分かりやすく説明していることが前提です。

ア 本人の判断能力が十分な場合

署名が必要な場合は、本人が署名します。

イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

本人の同意を得て成年後見人等にも説明を行います。計画書に署名が必要な場合には、本人の意思を確認し、後見人等が署名します。

ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が説明を理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合で、説明に同席する人がいない場合には、本人への説明を試みた上でその旨をカルテに記載します。

(3) 入院中に必要な物品の準備に関すること

ア 本人の判断能力が十分な場合

医療関係者が本人の意向を確認します。本人が入院に必要な物品の準備等をできない場合は、身元引受人になってくれた人に対応してもらいます。身元引受人がいない場合は、有償ボランティア又は業者を紹介します。

イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

入院に必要な物品を準備する等の事実行為は成年後見人等の業務に含まれません。一方、これらを行う有償サービスの手配は成年後見人等の業務に含まれます。成年後見人等が、身上監護、財産管理等の一連の業務として入院中に必要な物品を準備する場合があります。成年後見人等へ依頼が可能か、具体的な内容を伝えて相談します。

ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

医療関係者が本人の意向を確認します。本人が入院に必要な物品の準備等をできない場合は、身元引受人に対応してもらいます。身元引受人がいない場合は、これまでに関わりがあった相談機関又は伊那市福祉相談課に相談してください。

<参考>CSセット

物品が用意できない場合、CSセット（入院・入所生活に必要な衣類及びタオルのレンタル並びに紙おむつ及び日常生活用品の提供を組み合わせたサービスです。利用料は別途業者から請求されます。）が利用できますので病院へ確認してください。

#### (4) 入院費等に関すること

##### ア 本人の判断能力が十分な場合

原則として本人が被保険者証に記載された負担割合に応じて支払います。

令和6年12月からは現行の被保険者証は発行されなくなりマイナ保険証となります。マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書が発行されます。不明な点は加入している保険者へ確認してください。

※国民健康保険・後期高齢者医療に加入の場合、伊那市では健康推進課国保医療係へ確認してください。

本人が保険証を持っていない場合又は生活費等に困窮していると考えられる場合も相談してください。

[伊那市の相談窓口]

生活困窮者で介護保険サービスが必要な場合：福祉相談課相談支援係

生活困窮者で障害福祉サービスが必要な場合：社会福祉課障害者係

福祉相談課相談支援係

65歳未満の生活困窮者で保健師が関わっている場合：健康推進課保健係

その他のケースの場合：福祉相談課相談支援係

生活保護に関すること：福祉相談課生活福祉係

##### イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に相談します。成年後見人等は、本人の財産から入院費等を支払います。ただし、成年後見人等は身元保証人として入院費を負担することはありません。

##### ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

原則として本人が被保険者証に記載された負担割合に応じて支払います。本人が普段どのように金銭管理をしていたのか、可能な限り聞き取ります。金銭管理に関わっていた人がいる場合は、本人の意向を確認した上で、連絡をとります。

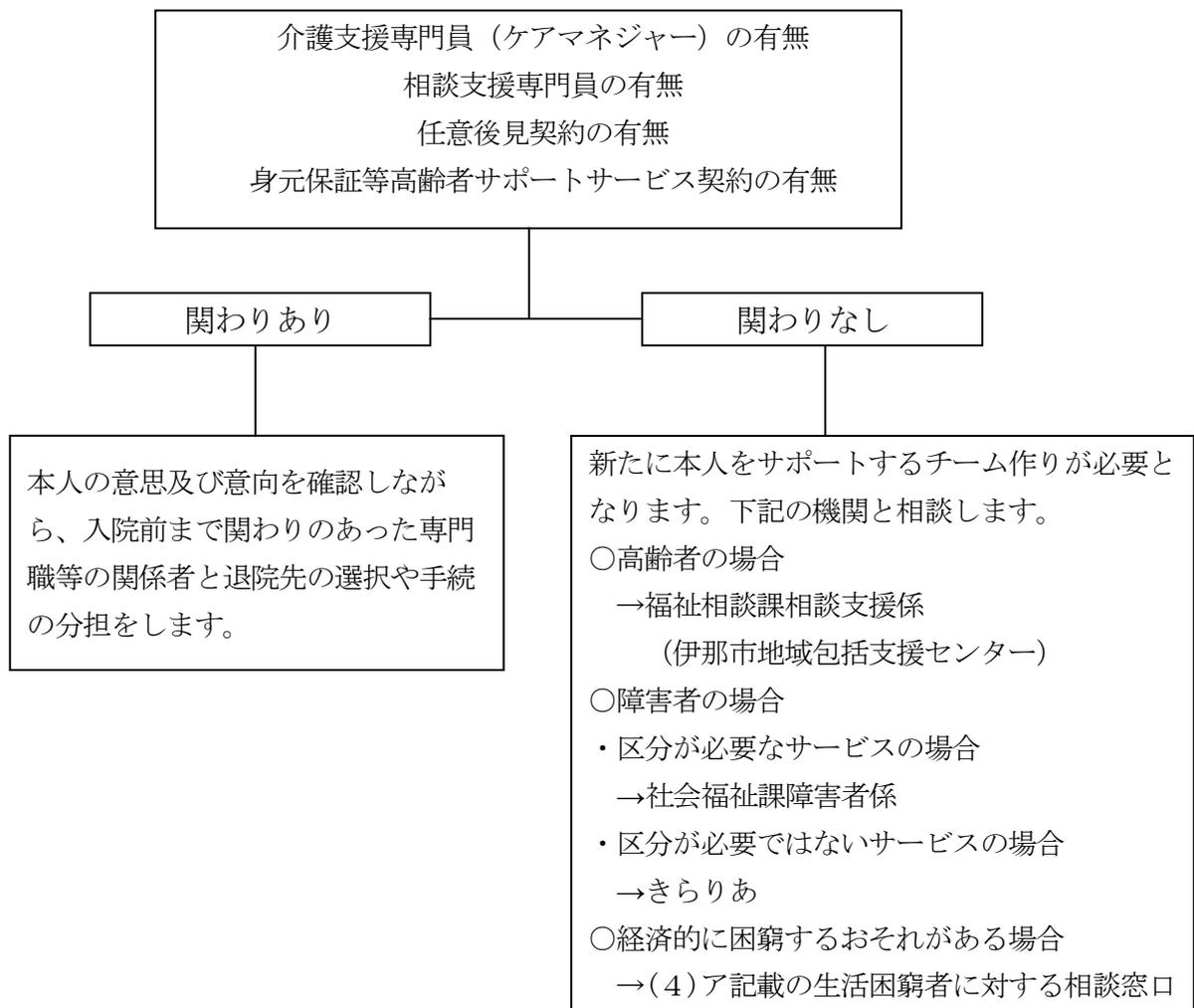
ある程度の判断能力があって在宅生活の継続が可能な場合には、日常生活自立支援事業の利用を検討します。

判断能力が不十分な場合で日常的な金銭管理が難しいと判断される場合は、成年後見制度の利用を検討します。

#### (5) 退院支援に関すること

##### ア 本人の判断能力が十分な場合

医療関係者が退院先、退院後の生活等を本人と相談します。その際、次の項目を確認します。



イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

医療関係者が本人の意向を確認した上で、成年後見人等と相談します。

転院・退院する場合の医療・介護・福祉サービスの契約は成年後見人等の業務となります。退院後、本人にどのようなサービスが必要か及びどのような選択肢があるのかについて医療関係者が成年後見人等に説明します。

ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

(5) アの項目を確認して支援を進めることとなります。退院支援を進めるチーム作りをしていく過程で成年後見制度利用の検討が必要です。

(6) 死亡時の遺体及び遺品の引き取り、葬儀等に関すること

ア 本人の判断能力が十分な場合

親族がない場合の遺体及び遺品の引き取り、葬儀等は市町村が行います。伊那市では、福祉相談課で対応しています。

亡くなる前に遺言や死後事務委任契約を作成しておくことで本人の意思を反映することができます。（第5章1（2）死後事務委任契約参照）

#### イ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人は、家庭裁判所の許可があれば、死後事務の一部を行うことができます。成年後見人と相談して決定します。

保佐人、補助人の場合は、死後事務を行うことはできません。ただし、死後事務委任契約の存在を把握している場合があるので聞き取りを行います。

また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地又は届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等でも行うことができます。

#### ウ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族がない場合の遺体及び遺品の引き取り・葬儀等は市町村が行います。伊那市では、福祉相談課が対応しています。

### 3 本人の意思尊重について

#### (1) 医療行為の同意

医療行為の同意は本人のみに権限があり、第三者に同意の権限はありません。

そのため、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者が適切な情報の提供と説明をし、本人による意思決定を基本とした適切な医療を提供しなければなりません。

しかし、実際の医療の現場では、本人の意思確認ができない場合も多くあり、身元保証人等が手術や検査の同意を求められることがあります。現時点では、本人以外の第三者の決定及び同意について法令等で定められている一般的なルールはなく、社会通念や各種ガイドラインに基づき、個別に判断されています。

本人の意思が確認できない場合には、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があります。

## (2) 自らの意思を示す方法

判断能力があるうちに医療行為について自らの意思を示す方法を紹介します。

### ア ACP

(Advance Care Planning) 愛称「人生会議」

誰でもいつかは命にかかわる大きな病気や介護が必要になる可能性があります。もしもの時のために、自分の思い、これからの暮らし方、医療、介護等について前もって考え、信頼できる周囲の人たちと話し合っておくことが大切です。この取り組みを「人生会議」といいます。気持ちは状況により変化します。何度でも繰り返し話し合っておく必要があります。

### イ エンディングノート

エンディングノートとは、自分自身が歩んできた人生を振り返り、今後の生活を考えるためのノートです。自分にもしものことがあった場合の要望や意思を伝える等、必要な情報や連絡先を記録するものでもあります。ただし、エンディングノートは、遺言書と違い法的な効力はありません。

伊那市福祉相談課では、伊那市在宅・医療介護連携推進協議会が「人生会議」のきっかけとなるように作成したオリジナルエンディングノート「自分ノート」を、配布しています。「自分ノート」は、将来、老いや病気等で医療及び介護が必要になっても、自分らしい生活を実現するために、元気な時から自分の思いや心づもりを書いておくノートです。



**私のこと** 記載日 年 月 日

私のこと (性格・趣味など)

---

**家族のこと** 記載日 年 月 日

私の大切な人たち (家族、親族、友人等)

家族: \_\_\_\_\_

友人: \_\_\_\_\_

私が \_\_\_\_\_

家族が \_\_\_\_\_

健康・病気のこと 記載日 年 月 日

現在の健康状態 \_\_\_\_\_

病気のこ \_\_\_\_\_

友人: \_\_\_\_\_

大切な人 \_\_\_\_\_

命のこと 記載日 年 月 日

年を重ねることや病気によって、自分の思 \_\_\_\_\_

左側に○をつけた理由を記載しましょう。理由 \_\_\_\_\_

**生活のこと** 記載日 年 月 日

今までではどんな生活をしてきましたか？

1. 生 (心) \_\_\_\_\_

2. 最 (費) \_\_\_\_\_

3. 継 (分) \_\_\_\_\_

4. 延 (て) \_\_\_\_\_

5. 延 (て) \_\_\_\_\_

6. 今 (日) \_\_\_\_\_

医療や介護が必要になったとき、認知症等になり自分で判断できなくなったとき、どんな生活・生き方をしたいですか？

(例) ・ 出歩くのが困難になってもできるだけ友達とお話したい

・ 趣味を続けたい

・ おしゃれをしたい

・ 年寄り扱いしないでほしい

#### ウ 尊厳死宣言公正証書

尊厳死とは、患者が治療不可能な病気に冒され、治療を継続しても死を避けられない末期状態において、延命治療を施さずに、人間としての尊厳性を保ちながら自然に死を迎えることをいいます。

尊厳死宣言公正証書とは、本人が自らの考えで尊厳死を望むことを宣言し、公証人が直接本人の意思を確かめて、その結果を公正証書にするものです。宣言者が公正証書作成日に公証人の面前でこの内容の意思を表明したことを確実に残すことができます。末期状態となり自分の治療方針について希望を表明できない宣言者に代わり、この公正証書を事前に託された第三者が医療関係者等に対して尊厳死の意向を伝えることができます。

#### [伊那市の相談窓口]

相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。必要に応じて伊那公証役場や弁護士、司法書士を紹介します。

#### エ 献体

献体とは、自分が亡くなった後の身体を、医学または歯学の教育として行われる解剖のために提供することをいいます。

献体を希望する場合には、依頼する大学（医科大学や大学医学部、歯科大学や大学歯学部）に対し書面により献体の意思を表示しておくことが必要です。申込みをすると献体登録が行われ、献体先の大学名や死亡時の連絡方法等が記入された献体登録証が発行されます。

亡くなった際、献体登録証の記載に従って献体先の大学と連絡を取り、遺体の引取り日時や手順を大学側と打ち合わせます。遺体の移送費は大学側が負担します。

解剖後、大学の費用で火葬し、遺骨を遺族に返還します。身寄りのない人の場合は、大学が墓地又は納骨堂に納骨し、その後も社会通念に従った供養が行われます。

#### [伊那市の相談窓口]

献体に関する相談窓口は福祉相談課相談支援係です。必要に応じて松本歯科大学との献体登録の手續に協力します。

## 4 精神科病院の入院形態

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）で定められている精神科病院の入院形態を示します。

### (1) 任意入院

任意入院は、患者自身が医師の説明により入院治療の必要性に納得し、自らの同意に基

づいて精神科病院に入院することです。

## (2) 医療保護入院

医療保護入院は、精神障害者が精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があり、当該精神障害のために任意入院がなされる状態にないと判定された場合、本人の「家族等」のうちいずれかの者の同意により本人を入院させることです。

身寄りがない時又は家族等の全員がその意思を表示することができない時は、本人の居住地を管轄する市町村長の同意によって医療保護入院をさせることができます。

精神保健福祉法は本人の「家族等」を次のように定めています。

- ・ 配偶者
- ・ 親権を行う者
- ・ 扶養義務者（民法の規定により、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所に選任された3親等以内の親族とされている）
- ・ 後見人又は保佐人

### [伊那市の相談窓口]

医療保護入院の相談窓口は、65歳以上の場合は福祉相談課相談支援係、65歳未満の場合は健康推進課保健係です。

## (3) 応急入院

応急入院は、急を要し、家族等の同意を得ることができず、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図るうえで著しい支障があると判定された場合に、72時間を限度として、患者本人を都道府県知事が指定する精神科病院に入院をさせることです。

## (4) 措置入院

措置入院は、警察等からの通報により保護された自傷他害のおそれがある精神障害者が都道府県知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察により「入院が必要」と判定された場合、都道府県知事の決定により入院させることです。

緊急措置入院は、急を要し、通常の手続きをとることができず精神保健指定医の診察の結果、「直ちに入院させなければ精神障害による自傷他害のおそれが著しい」と判断された場合は、72時間を限度として都道府県知事の決定により入院させることです。

## 第4章 施設等で利用できる支援制度

この章では、身寄りがなくても施設入所が可能であることを示します。

### 1 施設等が求める「身元保証・身元引受等」の機能及び役割

高齢者及び障害者の施設では、身元引受の用語が多く使われます。前章の「身元保証・身元引受等」と同様の機能や役割を求められることがあります。入所から退所までの具体的な対応については前章を参照してください。

### 2 入所拒否の禁止

身元保証人がいないというだけでは入所を拒否する理由にはなりません。

厚生労働省では、平成28年3月7日の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議において、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定がないとしています。

各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正当な理由に該当しません。また、指導・監督権限を持つ自治体に、管内の介護保険施設において身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切な指導・監督をするように求めています。

[伊那市の相談窓口]

身寄りのない人の入所希望に関する相談窓口は、高齢者の場合は福祉相談課相談支援係です。障害者の場合は社会福祉課障害者係と福祉相談課相談支援係が連携し対応します。

### 3 身元保証等高齢者サポート事業

平成29年1月31日、内閣府消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」において、一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを総称して「身元保証等高齢者サポートサービス」、高齢者等に対し、少なくとも身元保証サービス又は死後事務サービスとして掲げたものを提供する事業を「身元保証等高齢者サポート事業」としています。

この「身元保証等高齢者サポート事業」は、民法等に基づく民間の自由契約とされており、直接規律・監督する法令、制度等はありません。身寄りのない高齢者が増えてきており、「身元保証等高齢者サポート事業」は需要が高まる見込みです。一方で、トラブルや訴訟問題が起きています。令和5年8月7日には、厚生労働省、消費者庁及び法務省から「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」の結果が公表されています。調査結果の中で、事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要とされています。

[伊那市の相談窓口]

「身元保証等高齢者サポート事業」については、現在厚生労働省等が関係機関と協議を重ねており、今後はその方針を確認し、案内していきます。

#### 4 身元引受に関する伊那市の対応

##### (1) 成年後見制度の市長申立て

判断能力が低く、身寄りのない人の場合には、伊那市長による成年後見制度申立ての手続を行います。成年後見人等は身元保証人及び身元引受人にはなれませんが、適切な金銭管理及び必要物品の手配といった身元保証人及び身元引受人に求められる役割の一部を担います。

##### (2) 福祉事務所長による身元引受人の対応

身元引受人になってくれる人がいない場合は、施設が死亡後の対応に苦慮することがあります。そのため、必要に応じて伊那市福祉事務所長が身元引受人になる場合があります。

伊那市福祉事務所長が身元引受人になる場合は、本人の了解を得て覚書を締結します。内容は、医療機関での治療及び入院に関すること、終末期の対応、死亡後の葬儀、遺骨等についてです。この覚書により、必要があれば入所後に遺言、死後事務委任契約等の手続を行います。福祉事務所長が身元引受人になることは、法律等に基づいたものではありません。

福祉事務所長が身元引受人となるには、本人の介護保険の保険者や障害福祉サービスの支給決定機関が伊那市であり、上伊那圏域の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び障害者支援施設に入所することが必要です。伊那市内の施設に入所しても介護保険の保険者及び障害福祉サービスの支給決定機関が伊那市以外の場合は対象になりません。

[伊那市の相談窓口]

身元引受に関する相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。

## 第5章 死後対応

この章では、身寄りのない人が亡くなられた場合にどのように対応するかを示します。

### 1 生前に備えておくこと

#### (1) 遺言

遺言とは、自分の所有財産を自分の死後にどのように処分するかを生前に定めておき、それが間違いなく実現されるように、最終の意思を明確にしておくための制度です。遺言を書面にしたものが遺言書です。遺言書がない場合は、法定相続分に従って相続されます。遺言書を作成し、自らの意思を明確にすることで相続の際に相続人間の争いは起こりにくくなります。

遺言者自らが手書きで書く「自筆証書遺言」と公証人が遺言者から聞いた内容を文章にまとめ、公正証書として作成する「公正証書遺言」が広く利用されています。

#### ア 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者が遺言書の全文、日付及び氏名を自書し、これに押印することで成立します。

遺言書の紛失及び亡失、相続人等の利害関係者による遺言書の破棄及び改ざんを防ぐために、令和2年7月から自筆証書遺言書保管制度が始まり、法務局の遺言書保管所で保管することができるようになっています。（法務局において遺言が有効であることを保証するものではありません。）

#### イ 公正証書遺言

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に述べ、公証人が公正証書で筆記し、遺言者、証人及び公証人が署名及び押印することで成立する遺言です。未成年者は証人となることができません。遺言者の第一順位の推定相続人及び受遺者並びにそれらの者の配偶者、直系血族の人等、遺言内容と利害関係のある人も証人になることはできません。公証役場で証人を紹介してくれますが、費用がかかります。

他の遺言の種類については、公証役場や弁護士、司法書士に確認してください。公証役場の相談は無料です。

#### [伊那市の相談窓口]

遺言に関する相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。自筆証書遺言作成の相談に応じます。公正証書遺言の作成については伊那公証役場や弁護士、司法書士を紹介します。

## 自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公証人が関与して作成します</li> <li>・2人以上の証人が必要です (証人は公証役場で紹介可能です)</li> </ul>
費用	不要です	公証人に対する手数料が数万円程度必要です ※遺言内容によって変化します
時間	簡単なものであれば1時間程度	数週間程度
必要なもの	用紙、筆記用具、印鑑	戸籍証明書、住民票の写し、預貯金の通帳の写し、固定資産評価証明、印鑑等 ※遺言内容によって変化します
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつでも一人で作成できます</li> <li>・費用がかかりません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字が書けない場合(手や目が不自由等)であっても作成することができます</li> <li>・公証人が関与するため無効になる可能性が少なくて済みます</li> <li>・原本が公証役場に保管されるため、改ざんや破棄を防げます</li> <li>・相続のときに裁判所の「検認」が不要です</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字が書けない場合(手や目が不自由等)は作成できません</li> <li>・不備があると遺言書自体が無効になります</li> <li>・遺言書を改ざん、破棄等されても証拠が残ります</li> <li>・自筆証書遺言書保管制度を利用していない場合は裁判所の「検認」が必要です</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手間と時間がかかります</li> <li>・公証人の手数料が必要です</li> </ul>

## (2) 死後事務委任契約

死後事務委任契約とは、委任者（本人）が受任者（本人以外の第三者。法人も含みます。）に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を付与し、自分の死後の事務を委託する契約のことです。

任意後見契約及び財産管理委任契約は、本人が死亡した時点でその職務が終了します。

死後の事務を委託するためには死後事務委任契約を締結しておく必要があります。

また、遺言書に葬儀及び埋葬方法を記載することがありますが、法定の遺言事項ではないため、法的拘束力がありません。希望する葬儀、埋葬等を確実に実現するためには遺言とは別に死後事務委任契約を結ぶ必要があります。

死後事務委任契約の内容例は以下のとおりです。

- ・ 親族、知人等に対する連絡
- ・ 通夜、告別式、火葬、納骨及び埋葬に関する事務
- ・ 永代供養に関する事務
- ・ 医療費、施設利用料等の清算
- ・ 事務処理費用として一定額を受任者に預託し、残額があれば相続人等に返還
- ・ 賃貸建物の明け渡しに関する事務
- ・ 家財道具や生活用品の処分に関する事務
- ・ 各種公共サービス（水道・電気・ガス等）の清算及び解約手続

[伊那市の相談窓口]

相談窓口は、福祉相談課相談支援係です。必要に応じて伊那公証役場や弁護士、司法書士を紹介します。

## 2 死亡後の流れ

病院や施設で亡くなった場合には、緊急連絡先になっている人に連絡をとります。医師が作成した死亡診断書及び死亡届を市町村に提出し、火葬許可証を発行してもらいます。遺体を安置する場所が必要であれば、葬祭業者に搬送を依頼します。火葬執行日に、葬祭業者が火葬場へ遺体を搬送し、火葬を行った後、納骨します。

献体登録をしてある場合は、依頼している大学に連絡を取り、遺体の搬送を依頼します。死亡届を市町村に提出し、火葬許可証を発行してもらいます。遺体搬送時に火葬許可証を渡して大学に対応してもらいます。

また、死後事務委任契約を締結している場合は、契約内容に従い受任者が手続を進めます。遺言書の作成があれば、相続等を進めていきます。

## 3 成年後見人が行う死後事務

成年被後見人が死亡した場合は、成年後見が終了し、成年後見人は原則として法定代理権

等の権限を喪失することになります。しかし、成年後見人は、成年被後見人の死亡後も死後事務を行うことを期待され、社会通念上これを拒むことは困難な場合があります。そこで、平成28年の民法改正により、成年後見人は成年被後見人の死亡後も一定の死後事務を行うことができることとされ、その要件が明確にされました。

成年後見人が行うことができる死後事務は、以下の3種類です。

(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為

<例>

- ・相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断（債務者に対する請求。民法第147条第1号）
- ・相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

(2) 弁済期が到来した債務の弁済

<例>

- ・成年被後見人の医療費、入院費、福祉サービス料金、公共料金等の支払い

(3) その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保全に必要な行為

((1)、(2)に当たる行為を除く)

<例>

- ・遺体の火葬に関する契約の締結
- ・成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約等）
- ・成年被後見人の居室に係る電気・ガス・水道等の供給契約の解約
- ・債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し

成年後見人が上記(1)から(3)の死後事務を行うためには、

- ア 成年後見人が当該事務を行う必要があること
- イ 成年被後見人の相続人が相続財産を管理できる状態に至っていないこと
- ウ 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと

との各要件を満たしている必要があります。さらに上記(3)の死後事務を行う場合には、アからウの要件に加えて、家庭裁判所の許可が必要となります。

遺骨の引取り手がない場合、成年後見人が遺体の火葬とともに納骨する行為は、「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に準ずるものとして、家庭裁判所がその可否を判断します。

ただし、成年後見人が葬儀を執り行う権限までは与えられていません。

この死後事務に関する規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見には

適用されません。

#### 4 身寄りのない場合に伊那市で対応している内容

身寄りがなく遺体の埋葬若しくは火葬を行う者がいない時、又は判明しない時は、墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）第9条にもとづき死亡地の市がこれを行うことされています。

なお、身寄りのない場合でも、住所、居所及び氏名が不明な者が死亡して遺体を引き取る者がいない場合は適用される法律が異なり、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条により遺体の所在地の市が行旅死亡人の状況、相貌、遺留品その他本人の認識に必要な事項を記録したのち、その遺体の埋葬または火葬を行うものとされています。

火葬は一旦市が金銭を負担して行います。その後は、亡くなった人の遺留金を火葬等に要した費用に充当します。

遺留金を充当しても十分に費用の弁償を得ることができないときは、親族を探し、亡くなった人の相続人、扶養義務者の順に費用の弁償を求めることになります。

火葬を行うためには死亡届を提出する必要がありますが、身寄りがなく届出人になれる親族がない場合、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が届出人となることが可能です。

遺骨は伊那市営霊園「合葬式墓地 仙望の丘」に一時保管し、親族へ引き取りを求めます。

親族から引取りの申出を受け、申出者が遺骨の引取人として適当と認めるときは申出者へ遺骨を引き渡します。引取りの申出がない場合、保管した日から5年経過した後に伊那市営霊園内の共同埋蔵場所に埋蔵します。

伊那市「身寄りのない人」への支援のガイドライン

～支援する人のためのガイドライン～

(令和6年11月策定)

担当課： 伊那市役所 保健福祉部 福祉相談課

所在地 伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター1階

電話 0265-78-4111 (内線2353、2360)